特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南あわじ市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

南あわじ市長

公表日

令和8年10月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法等及び南あわじ市税条例に基づき、軽自動車の所有者もしくは使用者に対し、軽自動車税を算出し賦課徴収する。 住民等からの申請に基づき、標識交付証明書・廃車済証明書・納税証明書等を発行している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①軽自動車台帳の管理 ②軽自動車税の賦課・更正・減免・徴収 ③過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理 ④口座振替処理 ⑤督促及び催告処理 ⑥地方税法等に基づく調査、滞納整理 ⑦標識交付証明書・廃車済証明書・納税証明書等の発行
③システムの名称	1　軽自動車税システム 2　滞納整理システム 3　収納消込システム 4　宛名管理システム 5　口座管理システム 6　団体内統合宛名システム 7　中間サーバGW 8　中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
軽自動車税情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令）（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）：48の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令 （番号法第19条第8号に基づく主務省令における情報照会の根拠）：第50条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部　税務課
②所属長の役職名	市民部　税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南あわじ市市民部税務課　〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　0799-43-5213
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南あわじ市市民部税務課　〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　0799-43-5213

９．規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、職員のダブルチェックを確実に行い、最後に所属長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び総務課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、総務課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月26日	システムの名称	軽自動車税システム、滞納整理システム、収納消込システム、宛名管理システム、口座管理シ	1　軽自動車税システム 2　滞納整理システム	事後	記載漏れのため
平成29年3月21日	しきい値判断項目	平成27年5月1日	平成29年1月1日	事後	
平成29年3月21日	評価実施期間における担当部署(所属長)	榎本　輝夫	赤松　裕子	事後	
平成30年3月20日	しきい値判断項目	平成29年1月1日	平成30年1月1日	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担	市民部　税務課	市民福祉部　税務課	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担	税務課長　赤松　裕子	市民福祉部　税務課長	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂	南あわじ市市民部税務課	南あわじ市市民福祉部税務課	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの	南あわじ市市民部税務課	南あわじ市市民福祉部税務課	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	平成30年1月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数	平成30年1月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	
令和2年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	5年経過前の再実施
令和2年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	平成31年1月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	
令和2年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数	平成31年1月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和5年3月29日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシス	・番号法第19条7号及び別表第二 情報提供の根拠	・番号法第19条7号及び別表第二 情報提供の根拠	事後	
令和5年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2．対象人数及び取扱者数 いつ時点の計測か	令和5年1月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事前	様式改正に伴う再実施
令和7年4月1日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法） 第9条　第1項　別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令　第16条	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表の24の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令（別表省令）（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第16条	事前	
令和7年4月1日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条7号及び別表第二 情報提供の根拠 　なし 情報照会の根拠 ・番号法　別表第二の27の項　情報照会者が市町村長で地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定め	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）：48の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令 （番号法第19条第8号に基づく主務省令における情報照会の根拠）：第50条	事前	
令和7年7月15日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを	市町村が、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するために	市町村が、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するために	事前	根拠法令見直しによる変更
令和7年7月15日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを	1．個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成	1．個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成	事前	根拠法令見直しによる変更
令和7年7月15日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表	事前	根拠法令見直しによる変更
令和7年7月15日		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	2．番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠	事前	根拠法令見直しによる変更
令和7年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	令和6年1月1日　時点	令和7年1月1日　時点	事前	
令和7年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数	令和6年1月1日　時点	令和7年1月1日　時点	事前	
令和7年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 8．人手を介在させる作業		（人為的ミスが発生するリスクの対策は十分か） （選択肢）	事前	項目新設
令和7年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 11．最も優先度が高いと考え		3）権限のない者によって不正に使用されるリ	事前	項目新設
令和8年10月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数	令和7年1月1日　時点	令和8年1月1日　時点	事前	
令和8年10月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数	令和7年1月1日　時点	令和8年1月1日　時点	事前	
令和8年4月1日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署	市民福祉部　税務課 市民福祉部　税務課長	市民部　税務課 市民部　税務課長	事前	組織改編による担当課の変更
令和8年4月1日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び情報課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、情報課による管理を行っている。 上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び総務課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、総務課による管理を行っている。 上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	組織改編による担当課の変更